

前橋水質浄化センター更新事業（第1期）

～実施方針等に関する質問回答を踏まえた修正内容～

2026年9月14日

<実施方針>

No.	ページ 番号	修正前	修正後
1	1	（2）種類 下水道終末処理場 ※本事業の対象施設の立地等については、22 ページを参照。	（2）種類[←] 下水道終末処理場[←] ※本事業の対象施設の立地等については、<u>23</u> ページを参照。

実施方針新旧対照表（修正箇所）

2

10

(6) 個別対話の実施

本事業では、応募検討者との十分な意思疎通を図ることによって、本事業の趣旨に対する応募検討者の理解を深め、本市の意図と応募検討者の本事業に対する理解との間に齟齬が生じないようにすることを目的として対話の場を設ける。

対話は応募検討者ごとに個別に行い、対話内容は非公表とする。

ただし、応募検討者全てに共有することが望ましい対話内容については、対話参加者に確認した上で、応募検討者全てに共有する。

個別対話を希望する事業者は、対話で自らが取り上げたい議題の内容を申込書に記入し、本市に提出すること。

個別対話の申込み・受付は、下記により行う。

個別対話の受付期間	令和8年9月30日（水）17時まで
個別対話実施日時	10月19日（月）～10月30日（金）のそれぞれ午前（9時～12時）・午後（13:30～16:30）を予定する。詳細な時間帯は指定できない。申込みの受付後、実施日時は、本市から後日連絡する。
個別対話の申込方法	電子メールにて受け付ける。
個別対話の申込みの様式	様式 11：個別対話申込書
提出先	前橋市水道局 下水道施設課 メールアドレス：sui-sisetu@city.maebashi.gunma.jp

(6) 個別対話の実施

本事業では、応募検討者との十分な意思疎通を図ることによって、本事業の趣旨に対する応募検討者の理解を深め、本市の意図と応募検討者の本事業に対する理解との間に齟齬が生じないようにすることを目的として対話の場を設ける。

対話は応募検討者ごとに個別に行い、対話内容は非公表とする。

ただし、応募検討者全てに共有することが望ましい対話内容については、対話参加者に確認した上で、応募検討者全てに共有する。

個別対話を希望する事業者は、対話で自らが取り上げたい議題の内容を申込書に記入し、本市に提出すること。個別対話の詳細は申込みのあった応募検討者に令和8年10月5日頃に提示する実施要領にて示す。

個別対話の申込み・受付は、下記により行う。

個別対話の受付期間	令和8年9月30日（水）17時まで
個別対話実施日時	10月19日（月）～10月30日（金）のそれぞれ午前（9時～12時）・午後（13:30～16:30）を予定する。詳細な時間帯は指定できない。申込みの受付後、実施日時は、本市から後日連絡する。
個別対話の申込方法	電子メールにて受け付ける。
個別対話の申込みの様式	様式 11：個別対話申込書
提出先	前橋市水道局 下水道施設課 メールアドレス：sui-sisetu@city.maebashi.gunma.jp
その他	<u>現時点で共同提案を行うことが決定している場合、複数企業での合同参加は可能とする。その場合は参加者名簿に記載するとともに、備考欄に追記してください。</u> <u>個別対話の回数は原則1回とする。ただし、個別対話申込時に提出する議題に限り、追加での実施を可能とする。詳細は申込みのあった応募検討者に別途提示する実施要領にて示す。</u>

実施方針新旧対照表（修正箇所）

3	16	② 建設企業 建設企業は、次のアからカまでの要件を満たしていること。複数の建設企業で業務を分担する場合は、建設業務を担当する全ての企業はア及びイの要件を満たすものとし、ウからカまでの要件については、各業務を担当する構成員及び協力企業のうち少なくとも1社が満たすことで足りる。なお、性能評価検証業務を実施する者は、オの要件を満たす企業の同一の企業とすること。 ア 建設業法別表第1の上欄に掲げる建設工事の種類のうち、本事業において担当する工事の種類について、同法に基づく特定建設業の許可を受けていること。 イ 本事業において担当する工事の種類について、「令和8・9年度前橋市競争入札参加資格」の認定を受けていること。ただし、名簿に登録されていない者で本事業に参加を希望する者は、「令和8・9年度前橋市建設工事競争入札参加資格審査申請（随時申請）のしおり（https://www.city.maebashi.gunma.jp/material/files/group/6/R8-9zuizi-A.pdf）」を確認し、入札参加資格審査の申請を行うこと。	②→建設企業 ← 建設企業は、次のアからカまでの要件を満たしていること。複数の建設企業で業務を分担する場合は、建設業務を担当する全ての企業はアの要件を満たすものとし、<u>イの要件を応募者で満たすものとし、ウからカまでの要件については、各業務を担当する構成員及び協力企業のうち少なくとも1社が満たすことで足りる。</u>なお、性能評価検証業務を実施する者は、オの要件を満たす企業の同一の企業とすること。 ← ア 建設業法別表第1の上欄に掲げる建設工事の種類のうち、本事業において担当する工事の種類について、同法に基づく特定建設業の許可を受けていること。 ← イ 本事業の<u>主たる工事として</u>、「令和8・9年度前橋市競争入札参加資格」に示す「<u>土木一式工事</u>」、「<u>建築一式工事</u>」、「<u>機械器具設置工事</u>」、「<u>電気工事</u>」、「<u>水道施設工事</u>」の認定を受けていること。<u>代表企業は「水道施設工事」の認定を受けていること。</u> ↓ ただし、名簿に登録されていない者で本事業に参加を希望する者は、「令和8・9年度前橋市建設工事競争入札参加資格審査申請（随時申請）のしおり（https://www.city.maebashi.gunma.jp/material/files/group/6/R8-9zuizi-A.pdf）」を確認し、入札参加資格審査の申請を行うこと。 ←
---	----	---	---